

## 倫理規程

### <前文>

特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール（以下、当法人という。）は、定款により、子ども達の豊かな放課後づくりを通して子ども達の健全育成を図り、広く公益に貢献することを目的としており、民間非営利活動を実施する主体として、重要な役割を期待されている。

このような認識のもと、当法人はすべての理事及び職員が遵守すべき倫理基準を策定し、それを遵守するものとする。

---

### <本文>

#### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 当法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

#### (基本的態度)

第2条 理事及び職員は、特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクールの理事及び職員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。信用を害する行為、不名誉となるような行為をしてはならない

#### (社会的信用の維持)

第3条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

#### (基本的人権の尊重)

第4条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害、障害の有無を理由とする差別を一切行わないものとする。

#### (ハラスメントの防止)

第5条 当法人は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを一切行わないものとする。

#### (法令等の遵守)

第6条 当法人は、関係法令及び当法人の定款、本倫理規程その他の規程、内規を厳格に遵守し、

社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

#### (私的利益の禁止)

第7条 当法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

#### (兼職先組織への利益の禁止)

第8条 当法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、当法人の理事会の承諾なしに、当法人以外に役員を務める組織への当法人からの利益の追求があってはならない。

#### (利益相反の防止及び開示)

- 第9条 当法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実開示、その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。
- 2 資金分配団体が実行団体を選定、監督するにあたり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐために、理事会の承認をもって決定とする。
  - 3 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものとする。
  - 4 役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認し、迅速な発見及び是正を図ることとする。

#### (特別の利益を与える行為の禁止)

第10条 当法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

#### (情報開示及び説明責任)

第11条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

#### (個人情報の保護)

第12条 当法人は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第13条 当法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(反社会的勢力・団体との断絶)

第14条 当法人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

(規程遵守の確保)

第15条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。(令和5年10月30日理事会議決)  
この規定の改定は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月25日理事会議決)